

## 東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規

### (目的)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科及び教養学部の教育・研究並びに管理運営に関する重要事項を審議するため、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第4条及び東京大学教養学部組織規則第4条に基づき、大学院総合文化研究科教授会と教養学部教授会を合一した大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

### (構成)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 大学院総合文化研究科（以下「研究科」という。）専任の教授、准教授及び講師

(2) 教授会がその構成員であると認めた専任の教授、准教授及び講師

### (議長)

第3条 教授会は、大学院総合文化研究科長（以下「研究科長」という。）及び教養学部長（以下「学部長」という。）がこれを招集し、議長となる。議長に事故あるときは、副研究科長及び副学部長が議長の職務を代行することができる。

### (審議事項)

第4条 教授会の審議事項は、本内規第1条の定めるところにより、教育・研究及び管理運営上の重要事項とし、原則として、大学院総合文化研究科・教養学部総務委員会の議を経たものとする。

第5条 次の各号に掲げる部局長の選出及び教員の人事に関する事項について審議する。

(1) 部局長等の選出に関すること

ア 研究科長及び学部長の選出

イ 副研究科長及び副学部長の選出

ウ 評議員等、全学の管理運営機構への代表の選出

(2) 研究科専任及び兼務教員の人事に関すること（助教、助手及び非常勤講師を除く。）

(3) その他研究科及び教養学部の教員の人事に関すること

### (定足数等)

第6条 教授会は、その構成員の半数以上の出席を必要とする。教授会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、「東京大学大学院総合文化研究科長・教養学部長選考内規」、「東京大学教養学部評議員候補者選考内規」及び教員選考に関する規程等に別段の定めがあるときは、その規程等を適用する。

2 教授会の構成員のうち、次の各号に掲げる者は、定足数の基礎となる数から除外する。

(1) 休職者及び長期病休者

(2) 出張者及び海外渡航者

(3) やむ得ない公務に従事する者（原則として届出のある者に限る。）

### (臨時の会議)

第7条 研究科長及び学部長は、その必要を認めた場合、臨時に教授会を招集することができる。

(事務)

第8条 教授会に関する事務は、事務部総務課がこれを処理する。

附 則

- 1 この内規は平成4年4月16日から施行する。
- 2 大学院数理科学研究科との覚書に基づき、本学部に拡大教授会を置き、「拡大教授会内規」を定める。

附 則

- 1 この内規は平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は平成8年4月1日から施行する。
- 2 この内規に定める研究科長は、学部長を兼ねるものとする。
- 3 大学院数理科学研究科との覚書に基づき、従前どおり教養学部拡大教授会（以下「拡大教授会」という。）を置き、「拡大教授会内規」は別に定める。
- 4 第2条第2号に定める教授会がその構成員であると認めた教授、准教授及び講師は、別に定める。

附 則

この内規は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年6月18日から施行し、改正後の規定は、平成21年4月1日から適用する。